

# いわき市における保育認定児童の保育料や副食費について

※ 以下に記載する年齢は4月1日現在です

## 1 保育料（利用者負担額）について

保育認定児童のうち、3歳以上の児童に係る保育料は無料です。

また、3歳未満の児童に係る保育料は保護者（両親）の市町村民税額に応じて次の金額をご負担いただきます。

なお、各施設が定めている教材費や行事費、通園送迎費などの費用の有無や金額等については、各施設にご確認ください。

### 〈3歳未満の保育認定児童に係る月額保育料〉

世帯の階層区分		標準時間	短時間
生活保護世帯	A	0円	0円
市町村民税非課税	B	0円	0円
市町村民税均等割のみ課税	C	11,000円	10,500円
市町村民税所得割課税額	48,600円未満	D1	14,000円
	48,600円以上 65,000円未満	D2	21,000円
	65,000円以上 75,000円未満	D3	23,000円
	75,000円以上 85,000円未満	D4	25,000円
	85,000円以上 122,000円未満	D5	28,000円
	122,000円以上 131,000円未満	D6	33,000円
	131,000円以上 168,000円未満	D7	37,000円
	168,000円以上 213,000円未満	D8	42,000円
	213,000円以上 220,000円未満	D9	47,000円
	220,000円以上 353,000円未満	D10	54,000円
	353,000円以上	D11	57,000円

### ① 保育料算定の考え方

保育料は、保護者（両親）の市町村民税額により算定しますが、ひとり親家庭で、家計の中心となる方が同居の祖父母等である場合は、その方の市町村民税額を合算して保育料を算定します。

また、未申告等により市町村民税額が確認出来ない場合、保育料が最高額となることがありますので、ご注意ください。

なお、保育料を算定する市町村民税額の課税時期は次のとおりです。

- ・ 4月から8月までの保育料 → 前年度の課税額により算定
- ・ 9月から3月までの保育料 → 当該年度の課税額により算定

### ② 保育料の納付方法等

利用施設	納付先	納付期限等
保育所（市立及び私立）	いわき市	毎月 25 日（土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の平日）※ 原則、口座振替をお願いしています。
認定こども園 地域型保育事業	利用施設	利用施設へお問い合わせください

### ③ 保育料の軽減措置

#### ア. ひとり親世帯等の月額保育料

市町村民税所得割額 77,101 円未満のひとり親世帯や障がい者（※）のいる世帯

- (1) 生計を一にする子どもが2名以上いる場合で、3歳未満の保育認定児童が子ども全体の2人目以降となる場合 → 0円
- (2) 3歳未満の保育認定児童が1人目となる場合

世帯の階層区分			標準時間	短時間
市町村民税均等割のみ課税		C	5,000 円	4,750 円
市町村民税 所得割課税額	48,600 円未満	D 1	6,500 円	6,250 円
	48,600 円以上 77,101 円未満	D 2～4	9,000 円	9,000 円

※ 障がい者とは、次の a～e のいずれかに該当する場合です。

- a 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のいる世帯
- b 国民年金法に規定する障害基礎年金等の受給者のいる世帯
- c 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 2 条第 1 項に規定する障がい児のいる世帯
- d 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のいる世帯
- e 福島県療育手帳制度要綱第 3 に規定する療育手帳の交付を受けている者のいる世帯

**イ. 多子世帯の保育料（上記アに該当する児童を除く）**

- (1) 市町村民税額 57,700 円未満の世帯に生計を一にする子どもが2人以上いる場合で、3歳未満の保育認定児童が子ども全体の2人目以降となる場合  
→ 2人目は半額、3人目は無料
- (2) 市町村民税額 57,700 円以上の世帯に生計を一にする子どもが、保育所など（※）を同時に2人以上利用している場合で、3歳未満の保育認定児童が保育所等を同時に利用している児童の最年長児から数えて2人目以降となる場合  
→ 2人目は半額、3人目は無料

※ 保育所など

保育所（認可外は除く）、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援

- (3) D2から D11 までの階層に該当する世帯のうち、現に扶養している 18 歳未満の子どもが3人以上いる場合で、3歳未満の保育認定児童が 18 歳未満の子どもの3人目以降となる場合は、該当する階層の金額（2人目半額に該当する場合は半額後の金額）から下表の金額を軽減。

世帯の階層区分	軽減額
D2階層～D5階層	1/2の額を軽減
D6階層～D11階層	次の計算式によるいずれか高い額を軽減 a) 当該階層に対応する額に1/4を乗じた額 b) 当該世帯がD5階層に属する世帯とみなしそれに対応する額に1/2を乗じた額

**④ その他（保育料に関する注意事項）**

- ◎ 保育所等の利用開始後に市町村民税額が修正申告等により変更となった場合、利用開始時にさかのぼって保育料を変更し、過不足額の調整を行うことがあります。  
また、市町村が行う市町村民税額の調査により、保育料が変更となることもあります。
- ◎ 離婚や再婚などにより家庭状況に変化があった場合、変更申請書の提出が必要になりますので、利用施設を所管する保健福祉センターへ必ずご連絡ください。
- ◎ 住宅借入金等特別控除などの税額控除を受けている場合、控除前の課税額で保育料を算定します。
- ◎ 保育料の算定にあたって、「年少扶養控除のみなし適用」は行いません。

## 2 副食費等について

保育所等における保育認定児童の給食（主食及び副食）に関する取扱いについては、次のとおりです。

年齢	区分	主食 (ごはんやパンなど)	副食 (おかずや牛乳、おやつなど)
3歳以上	提供	保護者負担（費用を徴収して保育所等で提供する施設もあります）	保育所等で提供
	費用		施設（設置者）が設定した金額を徴収
3歳未満	提供	保育所等で提供	
	費用	保育料に含まれる	

なお、1号（教育）認定に係る給食の取扱いについては、その提供の有無や金額が施設によって異なりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

### ① 3歳以上の保育認定児童に係る副食費の納付方法等

利用施設	納付先	納付期限等
市立保育所	いわき市	毎月25日（土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の平日）※ 原則、口座振替をお願いしています。
私立保育所、認定こども園 地域型保育事業	利用施設	利用施設へお問い合わせください

### ② 副食費の免除対象者

1号認定児童及び3歳以上の保育認定児童（以下、2号認定）に係る副食費の免除対象者等の取扱いは次のとおりです。

認定区分	市民税所得割課税額	第1子、第2子	第3子以降
1号認定	77,101円未満	免除	
	77,101円以上	副食費あり	免除
2号認定	57,700円未満	免除	
	57,700円以上	副食費あり	免除

※1 「ひとり親家庭」及び「障がい者のいる家庭」における2号認定児童の場合は1号認定の欄に記載されている市民税所得割課税額等の考え方が適用されます。

※2 第3子等の数え方は次のとおりです。

1号認定 → 小学3年生以下の範囲内で、上から第1子、第2子と数えます。

2号認定 → 小学校就学前以下の範囲内で、上から第1子、第2子と数えます。

※3 未申告等により市町村民税額が確認できない場合、市町村民税所得割課税額による免除が受けられなくなることがありますので、ご注意ください。